

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

特別児童扶養手当システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定等の措置を講じている。

特別児童扶養手当システムの保守管理業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

## 評価実施機関名

栃木県知事

## 公表日

令和6年9月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下、法という。)に基づき、精神又は身体に障害を有する児童を監護する父母、又は父母にかわって児童を養育する者に対して特別児童扶養手当を支給している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用する。</p> <p>①法第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②法第13条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>③法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑤法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	特別児童扶養手当支給事務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当の支給に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○番号法第9条1項 別表 66の項</p> <p>○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第37条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>・情報照会の根拠 第2条の表91の項 第93条</p> <p>・情報提供の根拠 第2条の表13の項、16の項、19の項、20の項、29の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、146の項、155の項、158の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁舎本館4階

問合せ先	栃木県保健福祉部障害福祉課(028-623-3053)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部障害福祉課(028-623-3053)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号別表第二 ・情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)の内容に特別児童扶養手当関係情報が含まれる項(66の項) ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項(15、26、30、57、87、116の項)	○番号法第19条第7号別表第二 ・情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)の内容に特別児童扶養手当関係情報が含まれる項(66の項) ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項(16、26、30、56の2、57、87、116の項)	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第37条第1号から第3号まで ・主務省令で定める情報 第19条第1号ネ、第31条第1号ト、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ネ ※番号法別表第二の15の項、30の項、116の項に係る主務省令は未制定です。	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第37条第1号から第3号まで ・主務省令で定める情報 第19条第1号ウ、第31条第1号ワ、同上第2号ブ、同条第5号ワウ、同条第6号ロ、第44条第1号ラ、同条第2号から第6号まで ※番号法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定です。	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	障害福祉課長 國井 隆弘	障害福祉課長 吉澤 敏弘	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月31日	II しいき値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 計数把握時点	平成27年1月1日	平成29年3月31日	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 吉澤 敏弘	課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
令和1年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	栃木県保健福祉部障害福祉課	〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部障害福祉課(028-623-3053)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	記載なし	記載あり	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号別表第二 ・情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)の内容に特別児童扶養手当関係情報が含まれる項(66の項) ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項(16、26、30、56の2、57、87、116の項)	○番号法第19条第7号別表第二 ・情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)の内容に特別児童扶養手当関係情報が含まれる項(66の項) ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項(16、26、30、56の2、57、87、106、116の項)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号別表第二 ・情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)の内容に特別児童扶養手当関係情報が含まれる項(66の項) ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項(16、26、30、56の2、57、87、106、116の項) 略	○番号法第19条第8号別表第二 ・情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)の内容に特別児童扶養手当関係情報が含まれる項(66の項) ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項(16、26、30、56の2、57、87、106、116の項) 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	特別児童扶養手当支給事務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	特別児童扶養手当支給事務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号別表第二 ・情報照会の根拠 略 ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項(16、26、30、56の2、57、87、106、116の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第37条第1号から第3号まで ・主務省令で定める情報 第19条第1号フ、第31条第1号フ、同上第2号フ、同条第5号フ、同条第6号ロ、第44条第1号フ、同条第2号から第6号まで ※番号法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定です。	○番号法第19条第8号別表第二 ・情報照会の根拠 略 ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項(9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、110、116、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第37条 ・主務省令で定める情報 第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第19条、30条、第31条、第44条、第53条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3 ※番号法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定です。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①法第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②法による特別児童扶養手当証書に関する事務 ③法第13条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	①法第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②法第13条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 46の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条	○番号法第9条1項 別表 66の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第37条	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号別表第二 ・情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第2欄(事務)の内容に特別児童扶養手当関係情報が含まれる項(66の項) ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項(9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、110、116、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第37条 ・主務省令で定める情報 第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第19条、30条、第31条、第44条、第53条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3 ※番号法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定です。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表91の項 第93条 ・情報提供の根拠 第2条の表13の項、16の項、19の項、20の項、29の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、146の項、155の項、158の項	事後	評価書の見直しに係る修正